

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、乳幼児医療費助成制度はすべての都道府県、すべての市区町村において実施されている。その中で今、解決を待たれている問題として、医療費助成方法の現物給付方式への改善がある。

医療費助成相当額を償還払いとする方式においては、患者は窓口でいったん一部負担金を支払い、償還されるのは2か月後になっている。一方、現物給付方式においては、窓口での支払が不要となり、助成制度の主旨が生かせるところから、この方式への改善が求められている。

ところが、自治体独自の助成創設・実施を妨げている要因に、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定（国民健康保険法第71条、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第3条）がある。この規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上の支障となっている。これはまた、政府が推進する少子化対策に矛盾する措置である。

よって、政府におかれては、乳幼児・児童医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月17日

鳴門市議会